

## 答 申

### 1. 審査会の結論

武蔵野市長（以下「実施機関」という。）は、搬入出日報の開示請求に対して平成3年8月27日付で行った一部開示決定（以下「本件決定」という。）における非開示部分をすみやかに開示すべきである。

### 2. 異議申立ての趣旨

異議申立人は、平成3年8月13日に、武蔵野市情報公開条例（以下「条例」という。）第8条に基づき、実施機関に対し、環境部クリーンセンターにおける一般廃棄物の搬入出日報の開示の請求を行ったが、実施機関は、同年8月27日に搬入出日報の一部のみを開示する旨の本件決定を行ったので、これに対し異議を申立てるというものである。

### 3. 実施機関による一部開示理由説明要旨

条例第11条第3号本文は、開示しないことができる公文書として「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を挙げている。

事業系一般廃棄物については、市長の許可を受けた業者が、廃棄物を排出する市内各事業所との間に収集契約を結び、収集したものを市の焼却施設に搬入しているが、これは、許可業者が純粋な営業行為として行っているものであり、業者間には収集契約の獲得をめぐるしれつな競争が存する。

このような状況のもとで、搬入出日報の開示により具体的な業者名を明らかにすれば、その収集契約上の契約高が推定されると同時に、業者間の競争の実態が明らかにされることになるから、搬入出日報の事業所欄に記載された業者名は、条例第11条第3号によって開示しないことができる公文書に該当するものである。

## 4. 審査会の判断

### (1) 条例第11条第3号の該当性について

実施機関は、搬入出日報のうち事業所欄に記載された業者名の部分を非開示とする根拠として、業者名の部分は条例第11条第3号本文にいう「開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」に該当するとしている。この点についての審査会の判断は、次のとおりである。

搬入出日報の事業所欄に記載された業者名も開示されるならば、それぞれの業者が市の焼却施設に日々、搬入している廃棄物の重量が一般に公開される結果になる。しかし、このことによって、各業者がいかなる事業所との間で廃棄物収集契約を結んでいるのか、あるいは、その廃棄物収集契約の内容（収集量、手数料等）がいかなるものであるのかが明らかになるわけでない。

各業者が収集した廃棄物は市の焼却施設以外の廃棄物処理場に運搬することも可能であるし、また、複数の事業所との間で廃棄物収集契約を結んでいる場合には、市の焼却施設への搬入量から、ある事業所の廃棄物発生量を推定することもできない。

それ故、各業者が市の焼却施設に搬入する日々の廃棄物の量が公開されるに至っても、それは一般に各業者の事業活動の一断面を示すに過ぎず、その程度のことによって業者の「競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる」とはとうてい認めることができない。

また、条例第3条前段の規定によれば、実施機関は、情報の提供及び公文書の開示等にあたって情報の公開を求める市民の権利が保障されるよう努めなければならないとされている。すなわち、条例は、公文書の開示請求については、一定の除外事由に該当しない限り、開示することを原則としていると解されるのであって、それだけに除外事由の認定は慎重に行わなければならない。

以上のような点を考慮し、審査会は、搬入出日報の事業所欄に記載された業者名は、条例第11条第3号本文に該当せず、開示すべき情報であると判断する。

なお、条例第11条第3号ただし書きの規定によれば、たとえ「競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる」情報であっても、事業活動による危害から人の生命、身体及び健康を保護するため必要がある場合その他一定の場合には、開示しなければならないのであるが、前記のように、搬入出日報の事業所欄に記載された業者名はそもそも条例第11条第3号本文に該当しないと解されるので、この情報が同号ただし書きに該当するかどうかについては、判断しない。

### (2) 結論

以上のとおり、本件決定において非開示とされた部分は、条例第11条第3号本文に該当せず、開示すべき情報であると考えられるので、実施機関は非開示とした部分をすみやかに開示すべきである。

5 . 審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 3 年 9 月 27 日	・ 諮問を受けた。
平成 3 年 10 月 16 日 ( 第 1 回 審 査 会 )	・ 諮問の審議を行った。
平成 3 年 10 月 21 日	・ 実施機関 ( 環境部 ) から一部開示理由説明書を受理した。
平成 3 年 10 月 21 日 ( 第 2 回 審 査 会 )	・ 諮問の審議を行った。
平成 3 年 11 月 1 日	・ 異議申立人から一部開示理由説明書に対する意見書を受理した。
平成 3 年 11 月 15 日 ( 第 3 回 審 査 会 )	・ 諮問の審議を行った。
平成 3 年 11 月 25 日 ( 第 4 回 審 査 会 )	・ 諮問の審議を行った。
平成 3 年 12 月 18 日 ( 第 5 回 審 査 会 )	・ 諮問の審議を行った。